

自己負担上限額管理票について

- ① 今回送付した「特定医療費（指定難病）受給者証」と「自己負担上限額管理票」を指定医療機関の窓口に提示してください。
- ② 複数疾病がある場合も、受給者証を受給者 1 人に 1 枚発行します。ただし、国指定難病と県指定難病それぞれで支給認定された場合は、別々に発行します。
- ③ 自己負担上限額管理票は、自己負担の上限に達しているかどうかを管理するものです。あらかじめ「診療年月」「受診者名」「受給者番号」「疾病名」「有効期間」を記入し、指定医療機関で指定難病の治療を受けるたびに、医療費総額・自己負担額等で記入してもらってください。
- ④ 自己負担上限額管理票の記載枠が足りなくなった場合は、各保健福祉事務所(高松市を除く)・香川県健康福祉総務課の窓口にご連絡ください。

《自己負担上限額について》

- ① 月額で、病院・薬局等の指定医療機関を利用した場合（※）の自己負担をすべて合算し、自己負担上限額を超える部分を公費負担とします。
※ 薬局での保険調剤、介護保険の訪問看護サービス等を含みます。
◎ 自己負担上限額を超えて支払済の場合、償還払いの手続ができます。
- ② 指定難病にかかる治療等については、医療保険の自己負担割合が 3 割から 2 割に引き下げられます。
自己負担割合が 2 割または 1 割の方の場合は、変わりありません。
- ③ 1 回ごとの医療費について、医療保険適用後の自己負担割合 3 割の方の場合、「自己負担上限額」と「医療費の 2 割」を比較して、低い方が窓口での負担額となります。
◎ 自己負担割合 3 割の方で、公費負担の対象となる医療費を 3 割負担で支払済の場合、償還払いの手続ができます。